

空家等を活用した 共同居住型改修助成

空家等をシェアハウスに改修する場合、
助成を受けられます。

助成金額

改修工事費の2/3

上限200万



助成内容

- ① 空家等を提供できるオーナーと、共同住宅（シェアハウス等）として活用したい団体を区がマッチングします。
- ② 空家等を共同住宅へ改修し、その一室を住宅確保要配慮者専用住宅とする場合、改修費の一部を助成します。

事前相談

登録（マッチングが必要な場合）

申請

工事

交付申請

助成金請求

条件（すべて満たす）

- ✓ 空家特措法に基づく「空家等」
- ✓ 建築基準法に適合
- ✓ 改修工事後、一室以上を住宅SN法第9条に基づく「専用住宅」に
- ✓ 改修後、10年以上事業を継続することが可能

お問い合わせ（まずはご相談を）

北区住宅課住宅政策係

電話：03-3908-9201